

# 使用承認申請書

(玄海原子力発電所第3号機の変更の工事)

原発本第190号

令和5年3月13日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役

社長執行役員 池辺 和弘

原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使用しようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 玄海原子力発電所 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
使用しようとする原子力発電工作物の概要	玄海原子力発電所第3号機 詳細は別紙のとおり
使用開始予定年月日及び使用期間	使用開始予定年月日 原子力発電工作物の保安に関する命令第17条第1項の表中第五号の工事の工程に係る使用前検査(以下「工事完了時の使用前検査」という。)終了日 使用期間 自:使用しようとする原子力発電工作物のうち、一部使用しようとする範囲に係る工事完了時の使用前検査が終了した時 至:令和2年3月30日付け原規規発第2003301号、20191126保第16号をもって認可を受けた原子力発電工作物に対する電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日(以下「使用前検査の合格日」という。)
使用の方法	玄海原子力発電所第3号機の使用済燃料貯蔵設備の改造工事は、現在保管中の使用済燃料を改造工事中も保管した状態で実施する必要があるため、一部工事が完了した使用済燃料貯蔵設備を使用前検査の合格日まで使用する。 また、玄海原子力発電所第4号機の使用済燃料貯蔵設備の容量確保のため、工事期間中に4号機の使用済燃料を3号機に移送し、3号機の使用済燃料貯蔵設備に保管する必要があることから、一部工事が完了した3号機設備のうち4号機と共用している設備を使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用前検査の合格日までの期間は、使用済燃料ピットの機能が損なわれないよう重量物の落下防止対策を行い、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日	令和5年3月13日

玄海原子力発電所第3号機

燃料設備

使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵槽

- ・使用済燃料ピット B（設計基準対象施設としてのみ 3,4 号機共用）

使用済燃料貯蔵ラック

- ・使用済燃料ラック（設計基準対象施設としてのみ 3,4 号機共用）のうち図 1 に示す範囲

工事計画の認可番号及び認可年月日

- ・原規規発第 2003301 号、20191126 保第 16 号  
令和 2 年 3 月 30 日

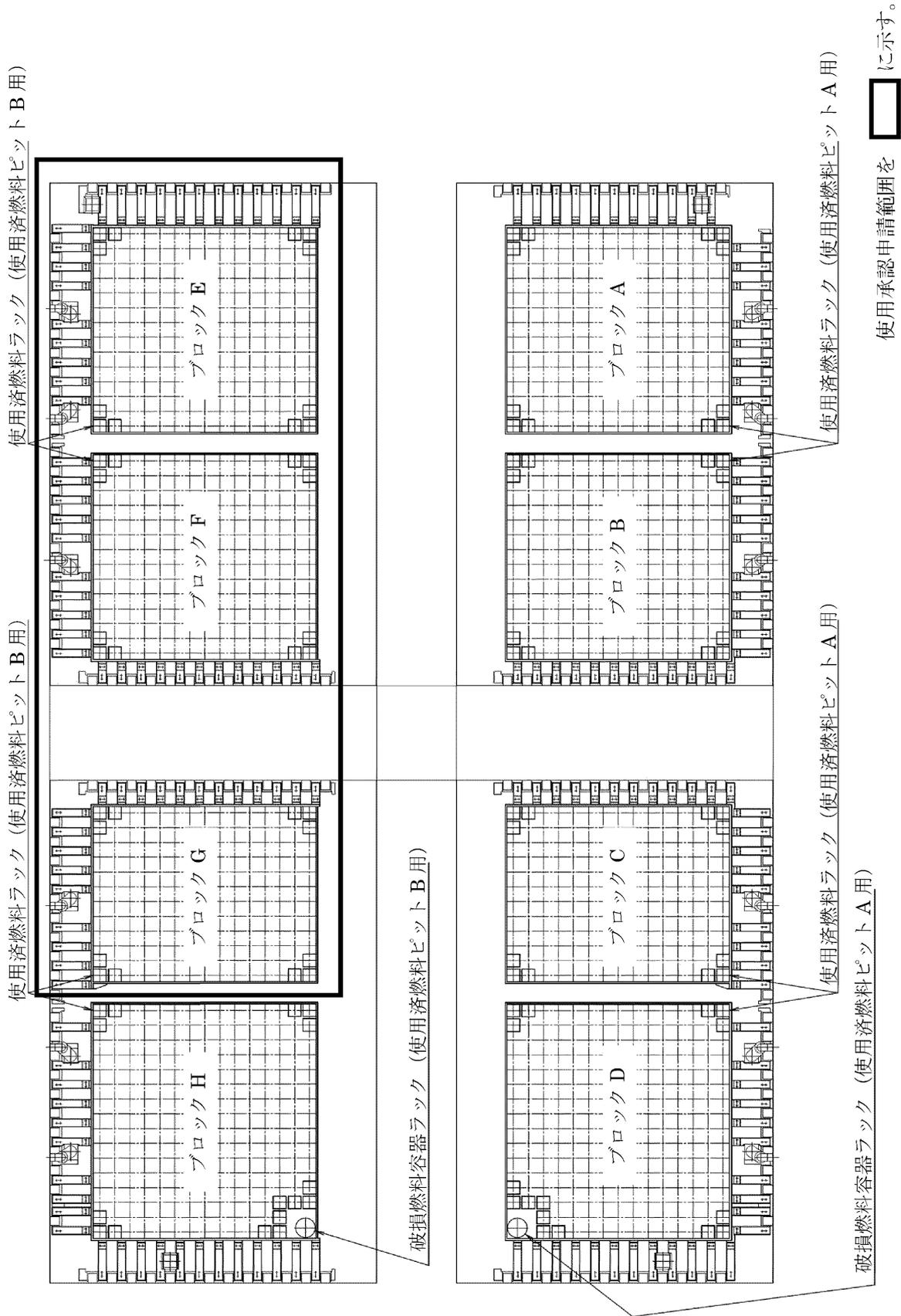


図 1 使用済燃料貯蔵設備の承認範囲

## 添 付 書 類 目 次

添付書類－1 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

玄海原子力発電所第3号機の使用済燃料貯蔵設備の改造工事は、現在保管中の使用済燃料を改造工事中も保管した状態で工事を進めていく計画としている。工事は既存の使用済燃料ラックの撤去及び新たな使用済燃料ラックの設置をブロックごとに8回に分け、現在保管中の使用済燃料の入替を行いながら、段階的に実施するものである。それぞれの段階で設置した新たな使用済燃料ラックを使用済燃料の保管のために順次使用しながら工事を進めていく必要がある。

また、新たに設置する使用済燃料ラックは、ボロン添加ステンレス鋼製のラックセルを採用することで、既存の使用済燃料ラックから更なる未臨界性の確保が図られている。そのため、既存の使用済燃料ラックに保管中の使用済燃料は、取替後のラックに移送できるようにすることで裕度の確保につながることから、各段階で設置した新たな使用済燃料ラックを工事の進捗に合わせて速やかに使用する。

従って、玄海原子力発電所第3号機の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る工事完了時の使用前検査が終了したものについて、使用前検査の合格日まで使用する。

また、玄海原子力発電所第4号機の使用済燃料貯蔵設備の容量確保のため、工事期間中に4号機の使用済燃料を3号機に移送し、新たに設置した3号機の使用済燃料ラックに保管する必要があることから、一部工事が完了した3号機設備のうち4号機と共用している設備について、使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用前検査の合格日までの期間は、使用済燃料ピットの機能が損なわれないよう重量物の落下防止対策を行い、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。